

福祉医療事業概要

平成28年度 福祉医療費助成事業概要

区分及び根拠法令 (実施年月日)		支給要件		支給対象医療費	給付方法
		年齢等	所得制限		
71 子ども	子ども医療費 助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	0歳児～15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (生活保護受給者を除く) H28.8～ 小・中学生通院拡大	主として養育する者 児童手当法施行令に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額(小・中学生の通院に係る医療費については8月診療分から対象) 定(低)額一部負担金 1レセプト500円/月 ただし小・中学生の通院及び14日以上入院の場合は1000円/月 (入院時の食事療養に係る標準負担額を除く)	自動償還 (県外医療機関は「償還払い」)
81 障害	心身障害者医療費 助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	1歳以上で ・身障手帳1・2級 ・療育手帳A1・2所持者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く)	旧国民年金法施行令(老齢福祉年金の支給)に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額 定(低)額一部負担金 1レセプト500円/月 ただし14日以上入院の場合は1000円/月 (入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額を除く)	〃
91 ひとり	ひとり親家庭等医療費 助成事業 市町村条例 (昭和53年10月1日)	ひとり親家庭の親等と18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童及びこれに準ずる者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く) H23.8～ 父子拡大	児童扶養手当法施行令に定める所得の制限額	〃	〃
マル重	重度心身障害老人等 医療費助成事業 市町村助成要綱 (昭和58年2月1日)	・後期高齢者医療制度加入者でマル障 ・後期高齢者医療制度加入者でひとり親に該当している者等 (生活保護受給者を除く)	障害、ひとり親に同じ	〃	自動償還(原則)